

USPTO、デトロイトオフィスに次ぐ 3 つのサテライトオフィスの所在地を発表

2012 年 7 月 6 日
JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁 (USPTO) は、7 月 2 日、ミシガン州のデトロイトに設立される最初のサテライトオフィス¹に次ぐ 3 つのサテライトオフィスの所在地を発表した²。

新たに発表されたサテライトオフィスの所在地は、ダラス (テキサス州)、デンバー (コロラド州)、シリコンバレー (カリフォルニア州) の 3 箇所。

2011 年 9 月 16 日に成立した特許改革法³においては、法施行から 3 年以内にデトロイトを含め、少なくとも 3 つのサテライトオフィスを設立することが規定されており、今回の発表はそのステップの一つ。

デトロイト以外のサテライトオフィスの設立地については、USPTO は官報にて意見を募集していた⁴ところ、サテライトオフィスが開設されれば、一定数の雇用が増えることとなるなどの理由により、600 を超える意見が寄せられた。USPTO は設立地の選定に際しては、地理的な多様性 (合衆国全域に分散されること)⁵、地域経済に対する影響、必要な人材の確保可能性、現地における知財コミュニティなどを考慮したとされる⁶。

今後は、(地域レベルではなく) 具体的なオフィスの場所の選定に移ることになる。

(了)

¹ 7 月 13 日オープン予定。

² [プレスリリース](#)

³ 2011 年 9 月 16 日付 NY 発知財ニュース：[特許改革法案 \(リーヒ・スミス米国発明法案\) 成立](#) (PDF) 参照

⁴ [2011 年 11 月 29 日付官報](#) (PDF)

⁵ デトロイトオフィス及び今回発表されたサテライトオフィスの設立予定地は、それぞれ異なるタイムゾーンに属するため、米国本土 (アラスカ、ハワイを除く) のタイムゾーンは全てカバーされる。

⁶ [USPTO 資料](#) (PDF)